

令和2年第4回九戸村農業委員会総会

議 事 録

下記のとおり、令和2年第4回九戸村農業委員会総会を招集した。

1 招集の日時 令和2年4月20日 午後2時00分～

1 招集の場所 九戸村役場3階 第2会議室

1 出席委員数 9名

1 出席委員の氏名及び議席番号

1 番	委 員	野辺地 吉 夫
2 番	〃	平 中 実 博
3 番	〃	高 倉 徳 見
4 番	〃	城 戸 あき子
5 番	〃	山 本 隆 也
7 番	〃	関 口 富貴子
8 番	〃	南 信 男
9 番	〃	山 地 博
10 番	〃	千 葉 一 孝

1 出席推進委員数 6名

1 出席推進委員の氏名及び席次番号

11 番	推進委員	斉 藤 誠 一
12 番	〃	田 澤 松 雄
13 番	〃	松 澤 浩 二
14 番	〃	大 崎 善 孝
15 番	〃	小井田 重 雄
16 番	〃	石 川 弘 志

1 欠席委員の氏名及び議席番号

6 番 委 員 七 戸 はるみ

1 説明・職務のため出席した者

主任 大 崎 篤 史

主事 中 村 学

提出議案

- 報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による届出について」
- 議案第1号 「令和2年度九戸村農業委員会事業計画（案）の承認について」
- 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」
- 議案第3号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

議長	<p>開会 午後2時00分～</p> <p>ただ今から令和2年第4回九戸村農業委員会会議を開会いたします。本日の出席委員は、定数10名中9名であります。よって本会は成立いたします。また、推進委員さんにも出席して頂いております。なお、七戸委員さんからは所用のため欠席する旨の連絡を受けております。また、杉村事務局長は臨時の会議のため欠席となります。</p> <p>ここで、4月の定期人事異動により新たに当委員会に配属された職員を紹介します。中村学主事です。</p> <p style="text-align: center;">（中村あいさつ）</p> <p>なお、田澤直樹主事は4月から、農林建設課農地農政班の業務の担当となりました。議案審議に入る前に、議事録署名委員及び書記の指名ですが、議長にお任せ頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>議事録署名委員に4番城戸委員と7番関口委員、書記には事務局の中村主事を指名致します。</p> <p>それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p>
事務局 議長	<p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（なし）</p> <p>つづきまして、議案第1号「令和2年度九戸村農業委員会事業計画（案）の承認について」を議題とします。事務局説明願います。</p>
事務局 議長	<p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（なし）</p> <p>議案第1号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（なし）</p> <p>議案第1号「令和2年度九戸村農業委員会事業計画（案）の承認について」は、原案にとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について」を議題とします。事務局説明願います。</p>
事務局 議長	<p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>事務局の説明が終わりました。現地確認につきましては、野辺地委員と小井田推進委員にお願いしておりますので、確認結果について報告をお願いします。</p>

1 番	本日 9 時 30 分に所有者である●●さん、借り手の●●の担当の方、小井田推進委員と事務局と私の 6 人で現地確認してきました。周りにも影響はないと判断してきました。
議長	ご苦労様でした。報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
8 番 事務局	現在の状態としては田んぼでないということですか。 過去に盛土しており、作付けしてないため荒れた畑地のような感じになっています。畦畔はあるのですが、水田に利用するには耕起が必要と思われます。
3 番 事務局	転用期間については、いつまでですか。 許可後から令和 3 年 6 月 30 日までです。
3 番	一時転用なので工事完了後は現状に回復しなければならない。現状は原野状だというお話で、実際の地目は田ということですが、地目は田でも畑でも農地であればよいので、なんとか農地として利用を再開するようにお話して頂きたいです。
事務局	わかりました。説明のため面会した際にもお話しているところでもあります。
議長	現在、砂利は入ってないでしょ？
事務局	県道からの取り付け口付近に進入路として、見えております。
14 番	ここでの現状に回復するとは、荒地になっているから、荒地にすることなの。
3 番	原野というか、耕作放棄地にあたるのでは。
議長	確か、あそこを何回か資材置き場になっていたよね。
15 番	貸している本人は、勘違いで農地転用許可をとったと思っているから、自由に貸しているんだと解釈していたんだと思います。本来であれば、当時、我々もきちんと事実を把握し相当の指導を行うべきだったと思います。
3 番 事務局	許可権限者は誰になるのですか。 県北広域振興局での県知事許可です。申し訳ございませんが、少々お待ちください。
議長	ここで暫時休憩いたします。
	(休憩)
議長	よろしいでしょうか。他に質疑等ございませんか。
	(なし)
	ないようですので、議案第 2 号は原案のとおり意見なしと決定することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり、意見なしと決定されました。
	つづきまして、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。なお、先に関口委員に関係する案件 25 番は除いて審議致します。事務局説明願います。
事務局	<b>【議案書を読み上げて説明】</b>
議長	案件 25 番以外の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

3 番 事務局	<p>●●の事業内容と●●が分かれば教えて下さい。</p> <p>●●というのは、●●が●●さんです。所在地が●●にあります。●●さんの他、●●として●●という方が1名います。●●としては2名になります。事業内容は、農産物、畜産物の生産・加工・販売その他土木建築とのことです。●●農業委員会から耕作証明を取得したところ、畑を二町二反ほど借りて営農している●●となります。</p> <p>●●から農業経営改善計画の認定を受けた●●の認定農業者です。経営改善計画書の内容を見ますと、現状では水稲ということでWCSが968アール、ニンニクが1,000アール、肉用牛が52頭、牧草が350アールという経営をしています。所有している機械はトラクターが5台、田植え機が2台、コンバインが2台、トラックが5台、WCS収穫機が1台となります。従事者としては10名程いるということです。</p>
15 番 事務局	<p>トータルでどのくらいの面積を先ほども言っていたけれど、いくらくらいですか。</p> <p>16町歩程です。</p>
15 番 事務局	<p>WCSで補助金をもらうということですか。</p> <p>WCSで水田の補助金が出るので、それをもらい、作った飼料は自家消費するということですか。</p>
15 番 事務局	<p>村外の人が田を耕作することになるが、水路の管理や農道管理ということを考えると、今はどこでも共同作業で行っていますが、そのへんは地域の人たちには連絡しているのですか。それともこれから連絡をするのか、どうなっていますか。</p> <p>地域の方には、地域の集まりに出席して説明をしていると聞いております。新規で他市町村から来るものですから、3条申請に添付するような書類も付けておまして、そこでは地域との調和ということで農道の草刈り、水路の適正管理を地域の方と協力しながら取り組む、という計画を提出しています。</p>
2 番 事務局	<p>確認です。15番の●●さんの農地ですが、●●がありますが、その付近にも田んぼがずっとありますが、そこもやるということですか。</p> <p>そこもやるということでした。</p>
2 番 事務局	<p>荒地にしていたから、草取りとかの心配がありました。大きなトラクターが入っていけば壊れるような感じなので、心配です。</p>
事務局	<p>耕起作業について、地権者に話をして秋には実際にトラクターで行っているという話でした。</p>
14 番 事務局	<p>●●がここに来た経緯はなんでしょうか。誰かの紹介なのですか。</p> <p>●●で●●を歴任されていた、●●さんの関係です。</p>
15 番 事務局	<p>今耕作しようとしている農地は耕作できなくなったから頼んだということですか。荒地になったところも含まれているのですか。</p>
事務局	<p>借りるにあたって作付をしていないようなところを借りて、どこかないかということで探しておられた経緯がありました。</p>
15 番 事務局	<p>耕作放棄地として何も出来なくなった農地がだいたいだったのですか。</p> <p>そこまで荒れていないところもあるかもしれませんが。</p>
7 番	<p>私と城戸委員で耕作していない田んぼを調査した経緯もあります。</p>
9 番	<p>●●地区の田だけ使用貸借ですが。</p>

事務局	<p>賃借料が 3,400 円と半端なので理由を尋ねたところ、改良区の賦課金と水代でそれぞれ 1,200 円、固定資産税相当で 1,000 円ということでの 3,400 円という話でした。●●につきまして使用貸借ということだったので、間違いはないですかとお聞きしたところ、使用貸借だよ、ということでした。</p>
2 番	<p>●●さんの田は●●の頭首工からあげるんだよね。前は●●さんの亡くなったお父さんが、負担金を払っていたんですよ。確認して頂きたいです。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>
8 番	<p>1 番ですが、利用目的が水稲となっていますが、●●さんは水稲やっていませんが、これは間違いはないですか。</p>
事務局	<p>窓口にお見えになった時に、作付品目がなかったので確認したところ、水稲ということだったので、水稲にしていました。りんどうやっている方なのでどうかと思ったのですが、窓口に来たときに米だとおっしゃたので。本人でなく家族さんが見えたので再度、確認します。</p>
8 番	<p>単価が 12,000 円だから、花かなと思うけど。もう一つ、15 番の 4 番目登記簿が畑で現況が田となっていますが、間違いはないですか。</p>
事務局	<p>登記簿と現況ですが、圃場の並びと公図の筆の切り方の角度が直交しているので、片方が現況田で片方が現況畑というようになっており、現況田の部分だけ借りるということでした。</p>
議長	<p>他ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
	<p>ないようですので、案件 25 番以外については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
	<p>議案第 3 号案件 25 番以外は、原案のとおり承認されました。</p>
	<p>それでは関口委員に係る案件を審議します。関口委員は、退席願います。</p>
	<p>(関口委員 退席)</p>
	<p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>【議案書を読み上げて説明】</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
	<p>ないようですので、案件 25 番は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
	<p>議案第 3 号案件 25 番は原案のとおり承認されました。関口委員を議席に案内してください。</p>
	<p>(関口委員 着席)</p>
	<p>本日の議案は以上です。</p>

これを持ちまして、令和2年第4回九戸村農業委員会会議を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

閉会日時 令和2年4月20日 午後3時19分終了